

美世志会「地位確認訴訟」控訴審不当判決弾劾！！

職場活動を力強く推し進め、最高裁での勝利判決を勝ち取る緊急声明

本日、東京高等裁判所第9民事部は、美世志会がJR東日本を相手取り、不当懲戒解雇の撤回を求めて申し立てていた「地位確認等請求事件」について、「6名の請求を棄却する」という不当判決を言い渡した。私たちはこの不当判決を満腔の怒りをもって弾劾する。同時に、控訴審勝利に向け職場から、地域からの心温まる連帯・激励・支援にあらためて心から感謝を申し上げる。

民事第一審判決は、4名の請求は棄却したもの、八ツ田・小黒両名に対する懲戒解雇処分は「重きに失するものであり、懲戒権の濫用である」「社員としての資格を有する」とJR東日本の横暴を断罪した。しかし、東京高裁は、刑事裁判判決のみを鵜呑みにし、手のひらを返したように「梁次・大潤・上原・山田の4名と同様に八ツ田・小黒両名の懲戒解雇処分は相当」とし、私たちの主張を退け、不当判決を言い渡した。私たちは公正・公平さ、法の番人としての良心から大きく逸脱した不当判決を断じて認めることはできない。あらためて、司法の反動化が、さらに深刻な事態に突き進んでいることに大きな危機感を抱かざるを得ない。

美世志会は、職場秩序を乱していないし、会社の社会的信用も失墜させていない。いやむしろ民事第一審判決でも認定したように、会社への貢献も果たしているのである。こうした事実を承知の上で、全てを刑事第一審不当判決のみに依拠し、和解協議の席上でも懲戒解雇処分を正当化したJR東日本の姿勢を、私たちは決して忘れるわけにはいかない。

私たちは、今後も美世志会6名全員の懲戒解雇無効を求め、最高裁判所での正当な判断のもと、職場復帰を実現する闘いをさらに強化していく。この闘いは、直接的には美世志会の懲戒解雇撤回を勝ち取り、美世志会と家族を守り抜くことにある。しかし、本質的には「特定秘密保護法」の強行採決にみられる安倍政権のもと、今後さらに拍車がかかるであろう司法の反動化と戦争のできる国づくりに抗し、JR東労組運動をさらに強化・前進させていくことにある。

私たちは、これから多くの労働者・市民皆さんと固く連帯し、吹き荒れる弾圧に抗し、平和・人権・民主主義の旗を高々と掲げ雄々しく前進していく。

そして、最高裁での勝利判決を勝ち取り、無実の美世志会への不当懲戒解雇を撤回させ、その組織力を基礎にして、JR総連・JR東労組運動のさらなる前進とたしろかおる参議院議員の再選への道を切り拓かなければならぬ。

私たちは国鉄改革の精神を踏まえ、健全な労使関係を取り戻すために、労働者として、人間として、安全で平和な社会の創造と理不尽で非人間的な会社施策に抗して職場活動の強化を勝ち取ろう！そして、JR東労組の団結力をもつて最高裁での勝利判決をもぎ取ろう！

2013年12月11日

東日本旅客鉄道労働組合